

# 会派視察報告書

会派名:新しい風

参加者:中根志信 中根文彦 小林孝幸  
福西章人 牧 一心

視察先:栃木県鹿沼市  
埼玉県春日部市  
神奈川県厚木市

## ◆視察1日目◆

栃木県 鹿沼市

テーマ「かぬまブランドについて」

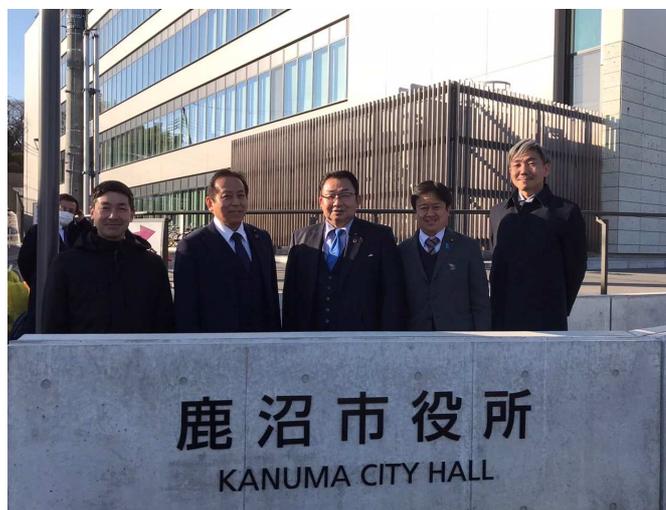
【日時】令和5年2月6日(月) 14時00分～15時30分

【場所】栃木県鹿沼市役所

### 1. 視察地の概要

人口9万2084人(令和5年2月1日現在)の栃木県鹿沼市は、栃木県の中西部に位置し、自然と文化に彩られたまち。東京から100キロ圏内にあり、車でも電車でもアクセス性に優れた場所です。市域の約7割は森林で、東は県庁所在地である宇都宮市、北は国宝・世界遺産の日光東照宮で有名な日光市と隣接している。江戸時代は日光例幣使街道の宿場町として栄えた。

豊かな森林資源と、奥深い山々から流れる幾筋もの清流は、美しい景観と多様な農林産物の恵みを与えている。また、長い歴史や地域の特色ある文化に培われた技術や産業は、貴重な地域資源となっている。施設園芸や麻、木工建具が発達し、特に1960年以降は木工団地や工業・流通団地が造成された。農作物では、首都圏向けのイチゴやニラ、トマトなどの産地となっている。



栃木県鹿沼市役所前で

### 2. 調査事項の概要

鹿沼市は、平成2年ごろ、地域の特産品を使った料理や土産物などの開発、農林畜産物販売所の設置など特色ある資源の活用方法を模索。その後、市内の優れた商品を認定し、情報発信

することで鹿沼市の知名度とイメージ向上のための「かぬまブランド」を導入するため、平成15年に「かぬまブランド推進協議会」と「かぬまブランド評価委員会」を設置した。同16年には「かぬまブランド」の認定を始めた。審査委員と評価基準を定める認定制度を作り上げ、



鹿沼市視察風景(担当者からの説明及び説明に対する質問)

現在は全国へ世界へ発信する「厳選!鹿沼ブランド品」の17品、鹿沼で出会える「厳選!鹿沼の逸品」24品を認定している。市内の「まちの駅」や各種公共施設、東京スカイツリーの東京ソラマチ「とちまるショップ」で販売や情報発信をしているほか、小中学校の授業を通して郷土の特産品などの理解にも努めている取り組みを学び、本市においても既にある特許庁認定の地域ブランドとは異なる新たな地域特産のブランド品認定制度の導入を検討する。

### 3. 主な質疑とその回答

**問 かぬまブランドを立ち上げた経緯はどのようなか。**

**答** 平成2年に地域の特産品を使った料理や土産物などの開発、農林畜産物販売所の設置等、特色ある資源の活用方法を模索。同15年に「かぬまブランド推進協議会」と「かぬまブランド評価委員会」を設置した。同16年には「かぬまブランド」を認定した。

※商品価値を高め、購買意欲の向上を図る。さつき、いちご、にら、はとむぎ製品、鹿沼こんにゃく等

**問 ブランド認定までの流れはいかがですか。**

**答** かぬまブランド認定制度については5年ごとに見直しをしている。5月～7月にかぬまブランド推進委員会が申請品を募集。(年1回)10月頃に認定審査会を開催。11月～12月頃に結果をかぬまブランド推進委員会へ報告。答申を作成し、市長へ提出。12月頃には市長が認定している。

**問 予算措置などはどのようなですか。**

**答** パンフレット作製として10,700部+1,000部(増刷)。ミニパンフレット作製で20,000部。ブランドウェブサイトによる情報発信。まちの駅 新・鹿沼宿での販売。東京ソラマチ「とちまるショップ」での展示・販売。県外イベント出展している。

※予算措置は令和4年 280万(補助20万) 令和5年 325万(補助20万)。

**問 広報の仕方はどのようなか。**

**答** まちの駅・各種公共施設・東京ソラマチ「とちまるショップ」等にパンフレット設置している。まちの駅「新・鹿沼宿」での販売。令和3年度の販売数は30品の販売額で約350万円である。出展PRとしては、友好都市の足立区・墨田区、山形県米沢市、岐阜県大垣市のほか、スカイツリー、東京都庁。

**問 地域の方との協力体制や情報共有はどのようなか。**

**答** まちの駅からの情報発信(全102件)や小中学校授業での取り組みなどを実践している。

**問 現在の課題はどのようなか。**

答 認定事業者の自助努力や営業活動、他自治体との差別化。インターネットやSNS等の情報発信が不十分である。また、新規申請の少なさもある。景観や取組みなどの認定について等も課題と認識している。

#### 4. 所見・西尾市政への反映に向けた課題

- ・「かぬまブランド」の認定制度において、評価委員会の認定審査会で12項目にわたる厳しい審査が行われるため、申請をすれば必ず認定されるという制度でないことに、「我がまちの誇る特産品」というプライドを実感した。新規申請の減少を克服することも課題であり、ふるさと納税制度とも連携しているとのことであったが、効果的な成果が上がっている実績が見られず、効率的な連携化が大きな課題であることが分かった。審査会の在り方で参考にすべきである。
- ・かぬまブランド認定品を、市内のまちの駅などで販売してPRに取り組んでいる。また、栃木県が東京スカイツリー（東京ソラマチ）に出店している「とちまるショップ」にも展示・販売のほか、県外イベントへの出展などをして鹿沼市の知名度を上げる取り組みをしていることが分かり、認定後の広告の重要性を再認識した。鹿沼市ではそれほど予算化をしているとは言える状況ではないと感じたので、費用対効果も検討したうえで、西尾市で導入する場合、ある程度の予算化の必要性があると思った。
- ・西尾市には特許庁が認定する地域ブランド（地域団体商標登録制度）として「西尾の抹茶」や「一色産うなぎ」「三河一色えびせんべい」があるため、新たにご当地ブランドを立ち上げるには、事前にしっかりと棲み分けを決めておく必要性を感じた。地域独自に認定する「かぬまブランド」では、「全国へ世界へ発信する認定品」と「鹿沼で出会える認定品」との二つの視点での取り組みをして、他の自治体との差別化を目指していることが分かった。参考にすべき点である。
- ・「かぬまブランド」についての取組に至った経緯は、地域の特産品を使った料理や土産物などを開発し販売所の設置などを行い資源の活用方法を模索していた時に「かぬまブランド推進協議会」を設置し商品価値を高め、生産者側の自助努力を促す活動を行っていた。西尾市に於いてもふるさと納税は上昇しているが、さらなる返礼品開発の必要があり、「西尾ブランド認定制度」を立上特産品の発掘を進めるべきと考える。
- ・鹿沼市は、地域の特産品を使った料理やお土産物などの開発、農林畜産物販売所の設置等、特色ある資源の活用方法を模索していた。平成15年にかぬまブランド推進協議会を設置し、平成16年に「かぬまブランド」を認定した。ふるさと納税との連携を行なっているが、今のところ効果が上がっていないとのことであった。県外イベントに出展したり、東京ソラマチ「とちまるショップ」での展示・販売を行なっておりPRに取り組んでいる。本市においても、一色うなぎや、西尾抹茶、三河一色えびせんべいなど、素材はたくさんあるので、参考にすべきことは多くあると感じた。
- ・鹿沼市は人口92,000人ほどであり、本市と比べ約半分の規模の地方都市である。火山地帯で土が肥沃なことから農業や林業が盛んな自治体で、それらを活かした特色ある農産物を独自で



「かぬまブランド」の販売をしている「まちの駅」の前で

ブランド化し、商品価値を高めることで購買意欲の向上を目的とした「かぬまブランド」を設定している。

全国各地でも行われている、こうした特産物のブランディング活動における課題の多くは、知名度が低いことであり、本取組みにもそうした課題が見られた。

ブランディングを推進することは、商品自体の価値を高めることと、知名度を上げるための周知活動の両輪を同時に進めていくことが重要である。商品の質を高めても周知がなければ選ばれないし、周知ができていても商品の質が悪ければブランド全体の評判が落ちてしまう。

本市には抹茶や鰻、あさりなどの全国的にも有名な特産物があるが、それらを「にしおブランド」として銘打ってブランディングすることは、更なる商品価値の向上につながると考える。しかしローマは1日にしてならず。ブランドの設置とセットでSNSやメディアの活用も含めた綿密な周知活動を、長期的な視点で計画することが将来的なブランディングの確立につながることを学ぶことができた。

- ・鹿沼市は「かぬまブランド」と銘打って、地域製品の販売促進に力を入れていた。自治体の事業だと間口を広くしがちだが、鹿沼市はブランド認定にいたる審議会の厳しさが特徴的でした。40 数点が認定されているが、地域での知名度や品質など確かなものしか選ばれていない。実際に、品質が高くても知名度が無いことから認定されなかった事例もご紹介いただいた。
- ・周辺地域を調べてみると他には「那須塩原ブランド」もあった。那須塩原でも審査基準が厳しく設けられていたので、どうしているのかと思ったら県が「栃木県ブランディング推進方針」を打ち出している。そしてこの推進方針の中で、審査項目のガイドラインが設定されていて、一定の品質を担保するのに役立っているのだと思った。愛知県にはない、県内製品の営業をがんばっていたのが印象的でした。

## ◆視察2日目◆

埼玉県 春日部市

テーマ「議員定数の適正化について」

【日時】令和5年2月7日(火) 13時30分～15時00分

【場所】埼玉県春日部市役所

### 1. 視察地の概要

人口23万1366人(令和5年3月1日現在)の春日部市は、埼玉県の東部に位置し、江戸川を挟み千葉県に接する。市域は66.00キロ平方メートル。江戸時代には粕壁宿が置かれた日光街道の宿場町、河川交通の要衝として栄えた。

東武伊勢崎線と野田線の2路線が交差し、高度経済成長期以降に鉄道駅周辺での住宅供給による開発が進み、ベッドタウンとし



埼玉県春日部市役所前で

て発展している。人気アニメ「クレヨンしんちゃん」の舞台としても知られている。

## 2. 調査事項の概要



春日部市視察風景(議長及び担当者の説明及び説明に対する質問)

春日部市議会は、市町合併に伴い、議員定数の見直しを進めてきた。その後も市議会の改選ごとに議会改革検討委員会において議員定数の見直し(減員)の協議をしている。平成17年の合併時に52人だった定数は36人、32人と減員しており、直近では住民からの議員定数削減を求める請願を不採択としたが、令和3年12月定例会で32人を2人減らして30人にする定数条例案を多数で可決している。西尾市議会においても議会改革検討委員

会で議員定数を検討しているため、春日部市議会の検討の経緯などを学び参考にしたい。

## 3. 主な質疑とその回答

**問** 今回の議員定数の削減に取り組むきっかけは。

**答** 令和3年3月定例会において、議員定数削減を求める請願が提出されたが、継続審査の動議があり、3月定例会以降も議論を続けることとなった。

**問** 具体的な経緯は。検討委員会等の設置はどのようなようだったか。

**答** 令和6月の定例会においては、請願についての意見交換の後、審査を集結し討論、採決を行い、請願については不採択となった。議会基本条例により議会改革検討委員会を設置している。

**問** 近年の議員定数に関する市民の声はどのようなものがあったか。

**答** 令和3年3月定例会に議員定数削減の請願があった。主な理由は、高齢者比率の増加に伴う経費の増大、人口減に伴う市税収入の減少などの財政状況及び行政改革を求めるものであった。

**問** 議会内での会派・党等の意見は。

**答** 現行定数から2人を削減した30人とする主な意見(定数削減賛成)は、過度に削減を求めることは民意を拾いづらくなることも考えられ、人口の少ない地区から選出されづらくなるというマイナス効果も出かねないことから、まずは段階的に定数2減、30議席から進めるべき。定数を削減するにしても、過度な定数を削減はすべきではない。

現行定数である32人とする主な意見(定数削減反対)は、人口20万人以上から30万人の市の議員定数の平均は32.5人のため、全国平均から見ても春日部市の議員定数が多いとは言えない。また、議員定数については議会改革検討特別委員会において議論を重ねており、様々な角度から検討した結果、市民の声を反映させるにふさわしい議員定数として32人が適当。議員定数を削減すれば、住民の要望を市政に反省させることや市政への監視機能が低下し、執行部の力が強くなり過ぎるなど問題が生じる。

などの意見があった。

問 議員定数の削減に対して反対の意見の主な理由は。

答 定数削減ありきで、議会の重要性について十分理解しているか疑問。財政状況を理由にあげているが、春日部市の議員報酬は他市と比べても高くはなく、政務活動費も多くない。財政状況が厳しい時だからこそ、限られた財源をどうするか、市民の意見をくみ上げ、より一層深い議論が必要である。などがあつた。

問 今回の議員定数削減が実現した最大の理由は。

答 請願が後押ししたこともあるが、議員定数については、改選ごとに特別委員会で協議することになっていることが理由だと考えている。

問 議員定数削減をしてのメリットとデメリットは。

答 メリットは前述の賛成の意見に、デメリットは反対の意見の通り。

問 議員定数を削減したことによる課題、その解決策は。

答 現時点では、特にありません。

問 議員定数削減に伴う議員報酬の考え方は。

答 議員定数削減と議員報酬とを結びつけて検討はしていない。

視察資料

## 春日部市議会議員定数の経過

### ○合併時

#### ◆平成17年10月合併時

在任特例期間中52人（旧春日部市30人、旧庄和町22人）、在任特例終了後の平成18年5月から36人（合併協議で決定）

### ○平成22年改選前

#### ◆平成21年12月定例会 春日部市議会議員定数削減を求める請願

##### 1 概要

- (1) 請願者 春日部市自治会連合会会長
- (2) 請願概要 36人から32人に減員を求めるもの
- (3) 審議結果 採択（賛成多数）

##### 2 協議経過

#### 定数条例案の上程、説明、質疑、討論、採択（議員提出議案）

平成21年12月定例会において、「春日部市議会の議員の定数を定める条例の制定について」を上程（議員定数を32名と定めるもの）  
採決 起立多数 可決

### ○平成26年改選前

#### ◆平成25年12月定例会（請願・陳情なし）

##### 協議経過

##### (1) 議会改革検討特別委員会における協議

- ① 審議期間 平成25年5月20日～平成25年11月1日

期間中、10回の会議で協議

- ② 協議結果 現行定数の32人と30人の意見に分かれ、さらに協議を重ねた結果、32人とする結論に達した。

**(2) 議会改革検討特別委員長中間報告とそれに対する質疑**  
質疑なし

**○平成30年改選前**

**◆平成29年12月定例会（請願・陳情なし）**

**協議経過**

**(1) 議会改革検討特別委員会における協議**

- ① 審議期間 平成29年1月19日～平成29年12月6日  
期間中、8回の会議で協議
- ② 協議結果 現行定数の32人と30人の意見に分かれ、さらに協議を重ねた結果32人とする結論に達した。

**(2) 議会改革検討特別委員長中間報告とそれに対する質疑**  
質疑なし

**○令和4年改選前**

**1 各定例会における協議経過**

**◆令和3年3月定例会 春日部市議会議員定数削減を求める請願**

- (1) 請願者 春日部市議会議員の定数を考える会  
(2) 請願概要 議員定数の削減を求めるもの  
(3) 審議結果 継続審査

**◆令和3年6月定例会**

請願の審議結果 不採択

**◆令和3年9月定例会**

**議会改革検討特別委員長中間報告とそれに対する質疑**  
質疑なし

**◆令和3年12月定例会**

**定数条例案の上程、説明、質疑、討論、採択（議員提出議案）**

「春日部市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を上程  
(議員定数を30名と改めるもの)

採決 起立多数 可決

**2 議会改革検討特別委員会における協議**

- ① 審議期間 令和3年1月22日～令和3年7月30日  
期間中 7回の会議で協議
- ② 委員会付託事件に対する審査  
令和3年3月3日 継続審査

令和3年6月2日 不採択

- ② 協議結果 現行定数の32人と30人の意見に分かれ、さらに協議を重ねた結果30人とする結論に達した。

#### 4. 所見・西尾市政への反映に向けた課題

- ・春日部市は、市議会議員の改選ごとに議員定数の検討を議会改革検討特別委員会で行っていることであり、西尾市においても参考にすべき取り組みであると思った。改選後に定員適正化を必ず検討することは、市民に対して真剣に定数問題と向き合っている姿勢を示す意味でも必要と感じた。議会の姿勢が重要と再認識した。市民に「議会の動き」の見える化の一つとして取り組む課題である。
- ・合併後に春日部市は議員定数を削減しているのは、西尾市も同じである。その後、改選ごとに議会改革検討特別委員会で行われてきたが、平成26年、同30年の改選前は32を30にする意見も出たが、結果32との結論となっている。令和3年3月定例会に議員定数削減の請願書が提出され、継続審査となった後の同年6月定例会で賛成8、反対22、棄権1で不採択となった。その半年後の同年12月定例会に定数を32から30に削減する議員提出による定数条例の一部改正案が提出され、賛成25、反対6で可決となった。自治会団体からの強い要望があったことが、約半年間で議会が定数削減に動いたとの説明が印象に残った。市民の力は大きいと感じた。
- ・市民団体からの指摘などによって定数削減するのではなく、議会が前向きに検討しているとの姿勢を示すべきとの取り組みが結果的に削減につながったと思う。春日部市の人口は23万人で、隣接する越谷市は人口34万人で議員定数が同じ32なので、市民からは多いとの声もあるという。そうした世論が議員定数削減につながっていると感じた。
- ・春日部市、議会議員定数は合併時（旧春日部30人、旧庄和町20人、在任特例終了後52人→36人に合併協議62決定）平成22年には請願書により削減が求められ36人→32人に変更になった。平成26、30年は議会改革検討特別委員会において、現行定数32人を30人とする意見に分かれ協議を重ねた結果32人とする結論にたっしている。令和3年には再度請願書により議員定数削減が求められ、6月定例会では不採択、12月定例会に議員定数30人に改める条例を採択で30人に変更になった。西尾市においても改選ごとに議会改革検討特別委員会にて議員定数について議論して結果を残すようにしていけば良いと考える。
- ・春日部市は、令和3年3月定例会に議員定数削減の請願書が提出された。議員の会期ごとに議会改革検討特別委員会にて議員定数について協議を行っており、継続審査を行っていたため、同年6月の定例会では不採択となったが、同年12月に自治体からの強い要望に応えるため、議員定数が32人から30人と削減することとなった。本市においても議会改革検討委員会にて協議をしているが、春日部市のように請願書が提出されたから、議員定数を減らしたでは、議会改革をしているとは言えないと私は思う。議員定数適正化については、議員の資質の問題が最重要であると考え、市民の声もしっかりと聞いてどうするのか判断をしていくべきだ。
- ・現在、全国的な自治体の議員定数は削減の傾向が続いていることは事実である。しかし、適正な議員定数を定めることは、明確な基準やルールが存在しない以上、不可能である。なぜなら自治体ごとに抱えている課題は様々であるし、議員定数に関する市民一人一人の意見も違うからである。つまり何人が「最適」であるのかという検証はできないと私は考えている。

そうした中、春日部市は長期間の検討を経て、結果的に議員定数を削減した自治体であり、その経緯を伺って感じたことは、4年ごとの改選おきに議会改革検討委員会で議員定数について検討する機会が設けられていることが重要だということである。

社会状況が早いスピードで様変わりする現代社会において、減らすことだけを前提とせずに、現在の議員定数が本当に妥当な人数であるのか、ということに常に意識を持って活動している春日部市議会の取り組みを本市の市議会にも共有し、その精神を議員各々が取り入れていくことが必要だと感じた。

- ・春日部市が議員定数削減を決めた理由は「住民からの声」ということでした。自治会連合会から議会に「議員定数削減」の請願が出された。委員会で請願は否決されたが、その後に議会で定数削減が可決された。
- ・議長からご説明頂き、「住民からの声」とはいうものの、自治会会長の影響力の強さが印象的でした。議会として明確な指標から導き出した判断というわけではないところが、今後の自治会との関係に不安が残るところである。というのも、何をもって決めるのか指標を示さなければ、判断に説得力も伴わないのかなと思った。
- ・住民目線では「議員は少なければ少ない方が、議会費を節約できるからその方がいい」と言える。しかし、そもそも議員は市政運営に無駄がないか、もっと生産的な税金の使い方ができないか、といったように市民の利益を生む仕事である。
- ・税収に見合う議会運営費で、選挙で民意が測れるようになっていたり、住民と近い距離感にいたりなど、色んな角度で考えることができる。西尾市としての最適な議会のあり方を、色んな指標を用いて示していくことが今後必要な取り組みだと思った。

## ◆視察3日目◆

### 神奈川県 厚木市

#### テーマ「コミュニティスクールについて」

【日時】令和5年2月8日(水) 10時00分～11時30分

【場所】神奈川県厚木市役所

### 1. 視察地の概要

人口22万3760人(令和5年3月1日現在)の厚木市は、神奈川県中央部に位置し、6市3町村と隣接している。東部に相模川が南北に流れ、西には丹沢山塊が連なっている。

東京都心から約50キロ圏にあり、首都圏の業務核都市としての都市機能が整備されている。東名高速道路や小田原厚木道路などの自動車交通の結節点にあり、研究開発施設や物流施設が集積している。

江戸時代は大山詣りの中継地として、また、相模川舟運の集散場としても栄えた。



厚木市役所前で

## 2. 調査事項の概要

厚木市は、豊かな自然や遊び場が広がる公園など、子育てに適した環境がそろうまち。平成30年には小・中学校が抱える課題を保護者や地域住民と共同して解決し、一層教育活動を充



厚木市視察風景(担当者からの説明及び説明に対する質問)

実させていこうと、全市立小・中学校へのコミュニティスクール導入を完了させました。未来を担う子どもたちへの願いを家庭・地域・学校が共有しながら、各学校運営協議会において地域の特色をいかした協働活動が進められている。本市においても令和5年度からコミュニティスクールの導入に取り組むため、先進地である厚木市の活動実績や実施に伴い見えてきた課題等を学び、導入の際に参考とする。

## 3. 主な質疑とその回答

**問** コミュニティスクールを導入した理由(経緯)は。

**答** 学校運営協議会制度は、教育委員会が指定する学校の運営に関して協議する機関として、平成16年に設置することができるとされ、平成29年には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、設置が努力義務となった。この制度は、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となって、より良い教育の実現に取り組むことを目的としている。

厚木市では、平成26年10月に小学校2校(相川小・戸田小)、中学校1校(相川中)をCS(コミュニティスクール)設置校として指定し、それぞれの学校運営協議会が学校の応援団として地域とともにある学校づくりに取り組んだ。

子どもたちの学びの充実、教育環境の整備、地域と学校のつながりの深まりなど、大きな成果を上げたこと、各地区に公民館があり、もともと地域活動が活発なことから平成28年5月に教育長が今後2年間での全市展開を表明し、平成29年度に17校、平成30年度6月に16校へ設置し、全市立小・中学校36校がコミュニティスクールとなった。

《厚木市における経緯》平成26年10月3校(相川小、戸田小、相川中)を指定。平成29年度中17校を指定、平成30年6月16校を指定し、市内全36小・中学校に設置(県内19市で初)。

**問** 現在は全小中学校で導入されているが、当初はなぜ3校から始めたのか。導入に当たって、最も重要視した点は。

**答** 「モデル校」として一中学校区の3校(小学校2校、中学校1校)を指定し、その3校で調査・研究を行い、その成果を普及啓発し、全市立小・中学校でのコミュニティスクールの設置を目指したので、3校から始めた。平成26年10月に3校を実施校として指定しているが、これより前にモデル校に指定し、調査・研究を進めるとともに、学校・保護者・地域関係者への説明会や研修会などを行い、実施校の指定を迎えた。

導入に当たって、最も重要視した点は周知です。教育委員会は制度を整備しますが、実際に動

いていただくのは、学校、保護者、地域の皆さんです。関係する皆様に趣旨をよく理解をいただくことが最も重要でした。全市展開に向けては、様々な形で研修を実施するほか、各団体への説明など、丁寧に実施した。

**問** 西尾市は今から導入を検討していくが、厚木市において導入するまでの課題、問題点は。

**答** 学校教職員、保護者、地域の皆様に、正しく理解していただくこと。厚木市は、もともと地域の協力を得やすい状況であったため、進めやすかったものと思う。また、校長の中に、リーダーシップをとってくれる方がいたことから、校長同士で学習会を開催するなど、前向きに理解が図られた。さらに、地域にもリーダーが存在しているため、そのような方を中心に進めることができた。

また、学校評議員の役割を廃止し、学校運営協議会にスムーズに移行していくこと。学校評議員と学校運営協議会委員は異なりますので、役割を正しく理解していただく必要があった。学校評議員は、合議制の機関ではなく、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであり、その意見に拘束力はなく、学校運営の意思決定過程に関与できない。一方、学校運営協議会は学校運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関であり、保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、委員の意見が反映され、学校運営の改善・充実が図られるなどのメリットがある。

役割をご理解いただいた上で、当時はそれまでの学校評議員に運営協議会の委員になっていただくことで、継続性を持たせる学校もあった。

**問** 導入して良かったこと、また困ったことは。

**答** 良かったことは、令和4年2月に全小・中学校に対してアンケート調査を実施したが、コロナ禍の中で、思うような活動ができなかったという意見がある中で「学習支援にボランティアを依頼しやすくなった」「教育活動の様々な場面で支援をいただいた」「地域の様々な方との貴重な情報交換・情報共有が行われている」など、「学校と地域との距離が近くなった」と8割近く(77.8%)以上の学校で回答していただいた。学校行事にもより多くの地域の方が参加するなど、学校の応援団として、御協力をいただいております、地域とともにある学校づくりが進められていることである。コロナの休業明けの学校再開後には、学校運営協議会が校内の消毒作業や清掃等を行っていただいた学校もあり、コロナ禍においても学校の運営にご尽力いただいたと考えている。

困ったことは、36校それぞれの意向にそった運営が大切であると考えているが、比較されてしまうこと。教育委員会は支援する側であり、あまり、口出ししないようにしている。

しかし、設置当初の管理職が退職し、新任の管理職は戸惑ってしまうことがあるため、研修を実施するなど、継続的な取り組みが必要。委員の継続性も課題になるが、既に自発的に世代交代が図られるなど、委員の引継も円滑に行われている。

もう1点は、教職員の多忙感が減少しないこと。かえって、「忙しくなった」「負担である」と感じている教職員が少なくないという現状がある。

**問** 広報あつぎ(平成28年12月号及び平成30年6月号)の記事によると、「子どもたちの授業への理解が深まった」と書いてあるが、その他にも子どもたちの変化があれば教えてほしい。

**答** 小学校の場合は、地域の方が学校に来てくれる、中学校の場合は生徒が地域に出ていくことが多い。このように、小中の流れで、地域の方との交流が広がり、子どもたちの活躍の場が増えることで自己肯定感を高めるきっかけとなっている。

また、厚木市の学校運営協議会運営要綱においては、児童・生徒の意見を参考とすること

ができることになっており、実際に生徒が学校運営に関心を持ち、運営協議会に出席することもあった。

**問 活動事例集によると、「クラブ・部活動への支援」に取り組まれているが、指導協力や活動支援のシステムと運営は。**

**答** 活動事例集では、仕組みとして整備されているかのように記載しているが、システム化されていない。中学校の部活動指導協力者については、学校が人選し、教育委員会から謝礼が支払われる。小学校のクラブ等の指導者や講師については、同じく学校が人選するが、完全なボランティアである場合と、学校に交付している予算の中から謝礼を支払っている場合があり、学校の判断に委ねている。

小学校・中学校ともに、学校運営協議会委員が人材を探しを積極的に請け負っている。

**問 ボランティアの選定は。希望者は全員が参加できるのか。**

**答** ボランティアの選定は、各学校に任せている。必ずしも希望者全員を参加できるものではない。全員参加となると、学校側はかえって負担になってしまう。

**問 教員の「働き方改革」にも繋がると思うが、実際は。**

**答** 令和4年2月に、学校にアンケート調査を実施した結果、「教職員の多忙感が解消されない」という声があった。現在のところ、働き方改革に繋がっていると断言できる状況ではない。このアンケート調査では、同時に「コーディネーターが必要という」声も多くあった。地域と学校をつなげるコーディネーターの存在は教職員の負担も減らすことができるという認識はあるので、今後も学校現場の声を聴きながら、コーディネーターの育成などを行い、教職員の方の負担軽減につなげていけるようにしていきたいと考えている。

文部科学省は学校運営協議会や地域学校協働活動により、働き方改革に役立てるとうたっているため、教職員の方もそのように受け止めている。しかし、これらの活動は双方にメリットがあることが大切であり、教員の働き方改革のために地域の力を活用すればいい、というふうに思ってしまったら立ち行かなくなる。

双方がメリットを感じ、お互いに感謝し合える状況が継続されるようになれば、必然的に働き方改革に繋がるものと思う。

**問 導入して8年が経過しているが、家庭(保護者)、地域(住民)、学校(教職員)の評価は。また、解決してきた課題は。**

**答** 地域の方が積極的に学校に協力していただいております。地域の団体の挨拶の中にもコミュニティスクールの話が度々出ることからも、地域と学校との関係が良好であると考えています。

また、地域にとっても平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、防災・防犯等の観点からもメリットがあるものと考えています。

平成30年度中に全小・中学校でコミュニティスクールがスタートして、その取り組み内容については、これまで様々な媒体の活用や、研修会の開催などにより周知を図ってきた。地域におきましても、その活動内容を知っていただき、学校運営協議会から呼び掛けがあった際には参加をしていただきたいと思いますので、今後も機会を捉えて、周知を図っていきたくと考えています。

**問 今後、コミュニティスクールの目指すところ、そのゴールは。**

**答** 令和3年度から12年間にわたって取り組む第2次厚木市教育振興基本計画においても、計画を支える欠かせないものとして「協働」を重要視しており、今後も家庭・地域・学校の協働による学校づくりを進めていく。

厚木市では、協働活動をより効果的に継続していく仕組みとして、令和3年度から一部の

地区をモデルとして、地域学校協働活動を展開している。コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校運営への支援と地域づくりに資する活動の両面を推進することができると考えており、教育委員会全体として取り組みを進めている。

令和4年2月に学校アンケートの結果、課題と要望の中では「地域学校協働活動の推進に期待する」との声や「学校と地域との橋渡しとなるコーディネーターが必要」という声も多くあった。※「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することで、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力向上の活性化を図ることを目的とする活動になる。

学校運営協議会は、地教行法第47条の5に基づき、教育委員会によって学校に設置される合議体だが、ここでは学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する。多くの関係者間でビジョンや目標の共有を通して、幅広い地域住民の参画により、活動の活性化につながるなど、地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が、両輪として相乗効果を発揮していくことが期待される。

#### 4. 所見・西尾市政への反映に向けた課題

- ・コミュニティスクールを導入するうえで、教員、保護者、地域住民に正しく理解してもらうことが大事との説明に納得した。「この制度を引っ張った当時の校長一人の存在が大きかった」との言葉が最も印象に残った。制度を成功に導くには、人材が欠かせないことが分かった。令和5年度から導入をする西尾市においても、制度を市内全域に広げていく牽引役を担ってもらえる「キーマン」を見つけられるかが大きなカギになると感じた。
- ・新たな制度なので、学校側に事務的な負担がかかってしまうことが大きな課題と感じた。実際に厚木市においてもコーディネート役の役割が重要になっていることが分かった。学校側（教職員）に必要以上の事務仕事をしないで済むようなシステムを構築することが必要と思った。西尾市では会議開催日やイベント内容などを、SNSなどを使って情報共有できるようにすることを検討すべきと感じた。
- ・近年の個人情報保護の考え方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、「地域コミュニティ力」が崩壊しつつある。防犯や子どもたちの見守り、防災などの面で大きな力が期待される「地域コミュニティ力」の再構築の必要性を再認識した。助け合うのも支えあうのも、制度やシステムがあっても最終的には信頼関係の人と人であるとの考え方から、失われつつある「地域コミュニティ力」を取り戻すツールとして、コミュニティスクールという制度の導入を、西尾市でも積極的に取り組むべきと強く思った。
- ・厚木市では、地域学校協働活動で地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」をめざしている。西尾市においては町内会、各校区コミュニティ連絡協議会があり同じ方向を向いて、「未来をになう人づくり」のため何か問題があるのかなど興味を持ってもらい、今何が出来るのかを考えて実行していくことが大切だと思う。
- ・厚木市は、平成26年当初から全小中学校にコミュニティスクールを導入するつもりで、まずは3

校から調査・研究をしたとのことである。そして、平成 30 年市内全ての小中学校にコミュニティスクールの導入が完了した。質問の中で、重要なのは学校と地域を繋ぐ、コーディネーターの人材育成であること。まさにこれに尽きると思う。厚木市においては、地域と学校との関係が良好であり、日頃からの関係づくりが防災・防犯等の観点からもメリットであると言われていた。本市においても令和 5 年度からまずは、1 校から試験的にスタートしていくが、地域コーディネーターの人材育成を最優先に取り組んでいただきたい。

- ・コミュニティスクールとは、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会を設置している学校を指し、保護者と地域住民と教職員が学校の教育ビジョンや課題を共有し、共に知恵を出し合いながら教育活動の充実につなげている。本市も令和 5 年度からテスト校を 1 校設けて、本制度の導入へ向けた取り組みを推進している。

厚木市教育委員会では、平成 26 年度からモデル校 3 校から導入し、平成 30 年には市立小中学校全 36 校への導入を完了した。こうしたコミュニティスクールの取り組みにより、学校支援ボランティアが大幅に増えたことは良いことだが、ボランティアの数が増えるほど、連絡調整に要する教職員の負担も増大してしまう弊害が生じた。その解決策として、学校運営協議会や P T A 役員経験者、地域連携担当職員の 6 人で構成する「コーディネーター委員会」を発足することで、学校と地域のつなぎ役として、今年度から活動を始めたと同った。そうした先人の取り組みは、積極的に本市も取り入れていくべきだと考える。

コミュニティスクールの活動は、学校と地域と家庭が Win-Win-Win の関係になることが非常に重要である。また、この制度の原動力となっているのは「地域の方の主体性」であることは言うまでもなく、子供と一緒に大人も成長するということが、地域を育てるのだという意識の醸成を進めることが、本制度の成功のカギを握っていると学んだ。

- ・厚木市は平成 26 年からモデルで 3 校からはじめて、平成 30 年には市内全小・中学校で導入した。これまでの取り組みとして厚木市がまとめている『活動事例集』は参考になった。

コミュニティスクールが法整備により導入された背景として、学校の努力だけでは新しい時代に適応した教育環境づくりに限界が出てきたことがあげられる。教職員の教えることが増えていく中で、長時間勤務が問題となったり、個別にきめ細やかな対応が求められたりしている。そこで地域の保護者や住民がボランティア活動を通して学校運営に参画することにより、子供たちにとって最適な教育環境を整えていくことができる。

では、実際に導入してどうであるか、厚木市教育委員会に伺うと、教職員にとっては負担軽減になっているかという、むしろ負担増となっている声もあがっているとのことでした。というのは、地域住民との連携で、企画や日程調整の取りまとめを教員が行っていて、LINE などは使っておらず、一人一人に電話やメール、FAX などで連絡をしているとのことでした。

リーダーシップのとれる先生は皆を引っ張っていけると思うが、そうでなければ持続可能な形にしていくことは難しそうである。西尾市で立上げる際にはこの調整を協議会側で引き上げるなどして考えてほしいと思った。

## 収支報告

項目	支出金額	備考
調査研究費	264,000円	旅費 261,000円 手土産代 3,000円
計	264,000円	